

奈良県告示第百八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により、令和六年八月十五日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県食農部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十三日

奈良県知事 山下 真

漁業権者の名称	住 所	免許番号	変更後の遊漁規則の 施行日
野迫川村漁業協同 組合	吉野郡野迫川村大 字北股	奈内共第十一号 奈内共第十二号 奈内共第十三号	令和六年八月十五日
吉野漁業協同組合	吉野郡吉野町大字 飯貝	奈内共第十六号 奈内共第十七号	右同
合 波多野漁業協同組	山辺郡山添村大字 大西	奈内共第二十九 号 奈内共第三十号	右同
合 月ヶ瀬漁業協同組	奈良市月ヶ瀬月瀬	右同	右同
合 五月川漁業協同組	三重県伊賀市予野	右同	右同